

一般債振替制度

よくあるご質問

〈機構加入者編〉

2014年4月

株式会社証券保管振替機構

はじめに
～一般債振替制度に係る各種資料の御案内～

平素は弊社業務の運営に関し、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般債振替制度は2006年の制度開始以降、順調に稼働しておりますが、参加者の皆様から制度の御利用にあたり、様々なお問い合わせを受けております。この度、一般債振替制度の機構加入者の皆様から受ける御質問のうち、お問い合わせの頻度が高いものや、誤って手続された場合の影響が大きいものについて、「よくあるご質問」としてまとめましたので御案内いたします。

一般債振替制度の機構加入者の皆様におかれましては、制度の御利用にあたり、本FAQのほか、規程規則、接続仕様書その他の資料を御参照のうえ、各種業務運営に御活用いただきますようお願いいたします。

1. 規程規則関係 (詳細資料 (規))

→ 機構HP (<http://www.jasdec.com/system/sb/rule/>) から御覧いただけます。

- ・ 社債等に関する業務規程
- ・ 社債等に関する業務規程施行規則
- ・ 社債等振替制度に係る手数料に関する規則
- ・ 社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則
- ・ 一般債振替制度に係る業務処理要領
- ・ その他業務処理方法

2. システム関係 (詳細資料 (シ))

→ Targetほふりサイトのほふりシステム情報サイトから取得いただけます。詳細な手順は冊子末尾の「付録」を御参照ください。

- ・ 一般債振替システム システム処理概要
- ・ 一般債振替システム 接続仕様書
- ・ 一般債振替システム 統合Web端末操作マニュアル 機構加入者編 等

3. 通知関係 (詳細資料 (通))

→ Targetほふりサイトのほふりからの連絡にて御覧いただけます。詳細な手順は冊子末尾の「付録」を御参照ください。

4. 公表統計関係

→ 機構HPから御覧いただけます。

[統計情報一覧] <http://www.jasdec.com/material/statistics/>

[一般債振替制度の利用状況] <http://www.jasdec.com/system/sb/data/usage.html>

なお、上記御参考資料及び「よくあるご質問」に記載のない事項に係る御質問につきましては、下記までお問い合わせください。

株式会社証券保管振替機構 社債投信業務部（一般債担当）

電話番号 : 03 - 3661 - 7193

- 目次 -

Q1	ISINコード決定時刻と参照方法について	P 1
Q2	銘柄公示情報について	P 1
Q3	各取引の決済時限について	P 2
Q4	機構非関与銘柄について	P 2
Q5	振替申請の処理順序について	P 2
Q6	異なる区分口座間の振替について	P 3
Q7	源泉徴収が行われない銘柄について	P 4
Q8	担保の設定、取扱いについて	P 4
Q9	質権口残高の元利払いについて	P 4
Q10	質権口残高の償還について	P 4
Q11	自動振替について	P 5
Q12	振替停止日について	P 5
Q13	デフォルト銘柄の振替について	P 6
Q14	課税情報申告データの送信について	P 6
Q15	課税情報申告データの未送信について	P 6
Q16	課税情報申告データの未送信又は誤送信時の対応について	P 7
Q17	利息の計算方法の確認について	P 7
Q18	利金の分かち計算について	P 7
Q19	非居住者非課税制度適用外の銘柄の取扱いについて	P 8
Q20	源泉徴収不適用分等口座間の振替について	P 8
Q21	満期償還期日に銘柄の抹消処理を行わなかった場合について	P 8
Q22	ファクター更新のタイミングについて	P 9
Q23	ファクターの更新履歴について	P 9
Q24	1通貨あたりの利子額の更新のタイミングについて	P 9
Q25	銘柄公示情報の利率欄の見方について	P 9
Q26	銘柄公示情報の内容の正否について	P 1 0
Q27	銘柄公示情報のその他情報の確認方法について	P 1 0
Q28	消滅会社の銘柄情報の修正について	P 1 0
Q29	親銘柄と子銘柄について	P 1 0
Q30	振替口座簿記録事項証明書の請求について	P 1 1
Q31	手数料について	P 1 1
Q32	手数料明細の参照方法について	P 1 1

[付録] 詳細資料等の閲覧、取得方法について

よくあるご質問

Q1	ISINコード決定時刻と参照方法について
ISINコードの決定時刻と参照方法を教えてください。	

【御回答】

新たに一般債を発行する場合には、発行代理人は条件決定後、機構に対し速やかに銘柄情報登録を行うこととしております。

発行体コードの付番を受けている発行体（地方公共団体、上場企業、公募債を発行する会社等）の発行銘柄の場合には、機構は、登録のあった銘柄を1日4回（12：30、13：30、14：30、16：30）（※）の時限ごとに締め切って取りまとめたうえで、ISINコードの付番機関である証券コード協議会に対してISINコードの付番申請を行い、証券コード協議会の承認を受けたうえで、機構加入者宛にISINコード付番速報を通知します（取りまとめ後、原則およそ1時間程度で統合Web端末にて参照いただけます。）。

従いまして、ISINコードの付番時刻は発行代理人から銘柄情報登録が行われる時間に左右されることとなります。

なお、発行体コードの付番を受けていない発行体の銘柄（非上場企業等の私募債）の場合には、ISINコードは銘柄情報登録後速やかに付番（JP90Bから始まる12桁）され、統合Web端末にて参照いただけます。

※ 平成26年6月2日以降に条件決定される地方債は、上記の4回に加えて10：30が追加されます。

<詳細資料>

- (規) 「一般債の発行に係る業務処理要領」
- (シ) 「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」
- (通) 「保振社振17第2857号 銘柄情報登録における留意点について」

Q2	銘柄公示情報について
新規に振替債が発行される場合には、機構HP上の銘柄公示情報にはいつから表示されますか。	

【御回答】

機構HP上の銘柄公示情報の各銘柄の表示期間は、原則として払込日（発行日）の19時から満期償還期日の19時までとなります。なお、新発債については、変動利付債で発行時に利率が決定していない等の理由により、利率及び一通債あたりの利子額等が表示されていないケースもございますので御留意ください。また、満期償還期日に償還金等の支払いが行われななど、残高がゼロにならなかつた銘柄については満期償還期日以降も銘柄公示情報に掲載されます。その場合には、元利金が支払われる等の措置により残高の全額の抹消が行われた日の19時をもって、当該銘柄は銘柄公示情報から削除されます。

<参照先>

機構H P 銘柄公示情報（一般債）「表示事項に関する留意点」

Q3	各取引の決済時限について
一般債振替システム上の各取引の決済時限について教えてください。	

【御回答】

一般債振替システムにおける各取引の申請及び通知の入出力時限については、「社債等に関する業務規程施行規則（別表1）」にて一覧の記載、「一般債振替システム 統合W e b 端末操作マニュアル機構加入者編」にオペレーションごとの記載がございますのでそちらにて御確認をお願いいたします。

<詳細資料>

（規）「社債等に関する業務規程施行規則（別表1）」

（シ）「一般債振替システム 統合W e b 端末操作マニュアル 機構加入者編」

Q4	機構非関与銘柄について
機構非関与銘柄とは何ですか。	

【御回答】

機構非関与銘柄は、他の機構加入者の口座への振替を行うことができない銘柄をいいます。ただし、同一機構加入者の口座区分間の振替（例：自己口から顧客口への振替）は可能です。なお、機構非関与銘柄においても、課税種別口座および自動振替の制約に係る取扱いは同様です。

また、機構非関与銘柄に係る償還金及び利金の支払に係る機構からの通知は、最終償還時のみとなり、期中には行われません。銘柄情報に係る各種変更については、銘柄情報提供ファイル（非関与）を取得のうえ確認いただくこととなります（銘柄情報提供ファイル（非関与）は、当該銘柄を保持している機構加入者へのみ出力されます。）。

<詳細資料>

（規）「社債等に関する業務規程」

（シ）「一般債振替システム接続仕様書（統合W e b 接続C S V方式編）」

Q5	振替申請の処理順序について
同一銘柄かつ同一決済日に係る複数回の先日付申請の振替を行った場合には、決済日前営業日の夜間バッチにて処理されると思いますが、その際、どのように処理されますか。	

【御回答】

同一銘柄かつ同一決済日で複数の振替申請が入力された場合には、決済日前営業日に一般債振替システムが行う夜間バッチ処理では、以下の順序で振替処理を行います。

- ① 決済照合システムからの連動による振替申請
（D V P 決済、非D V P 決済の順でかつ申請受付順）

- ② ファイル伝送接続方式（元利払等）による前日振替申請（申請入力順）
- ③ 本システムへの直接申請（振替及び買入消却の申請種別を問わず申請受付順）振替申請に設定された残高が、口座残高から解約口及び償還口に記録された残高を除いた残高（以下「払出可能残高」といいます。）を充足していれば、渡方機構加入者口座の減少記録及び受方機構加入者口座の増加記録に加え、決済日に振替済通知を機構から送信します。一方、振替申請に設定された残高が払出可能残高を上回る場合には、残高不足により振替申請を取り消し、決済日に振替申請取消通知を機構から送信します。

<詳細資料>

- (シ) 「一般債振替システム処理概要」
- (シ) 「一般債振替システム統合Web端末操作マニュアル 機構加入者 編」

Q6	異なる区分口座間の振替について
課税種別が異なる区分口座間の振替を行うことは可能ですか。	

【御回答】

課税種別と振替申請の可否の関係は、下表のとおりです。

なお、この関係は、同一機構加入者の区分口座間の振替においても、他の機構加入者の口座への振替においても同様です。

	証券渡方口座の課税種別		証券受方口座の課税種別	振替申請可否
①	課税分口座	→	源泉徴収不適用分等口座	不可（※）
②	課税分口座	→	課税分口座	可
③	源泉徴収不適用分等口座	→	源泉徴収不適用分等口座	可
④	源泉徴収不適用分等口座	→	課税分口座	可

※ 振替対象の銘柄の払込日及び利払期日（実利払日）においては、振替制限は解除されます。また、払込日の翌日及び利払日（休業日等を考慮しない利払の日をいう。）の翌日が営業日である場合も、同様に振替制限は解除されます。

<詳細資料>

- (規) 「一般債の振替に係る業務処理要領」

Q7	源泉徴収が行われない銘柄について
国際機関債や割引債を課税分口座に振り替えることはできますか。	

【御回答】

国際機関債や割引債は、課税分口座に記録することができません。したがって下表の③の振替申請のみが可能です。

	証券渡方口座の課税種別		証券渡方口座の課税種別	振替申請可否
①	課税分口座	→	源泉徴収不適用分等口座	不可 (※)
②	課税分口座	→	課税分口座	可
③	源泉徴収不適用分等口座	→	源泉徴収不適用分等口座	可
④	源泉徴収不適用分等口座	→	課税分口座	可

Q8	担保の設定、取扱いについて
一般債振替制度における担保の設定方法について教えてください。	

【御回答】

社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）上、振替債の質入れ（質権設定）については、振替の申請によって質権者がその口座における質権欄（質権口）に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を行うことと定められておりますが、それ以外の担保（譲渡担保等）については、振替法及び機構の規定上において特段の定めはございません。担保の種類に応じて所有権の移転を要する場合には、担保設定者から担保権者の保有口へ振り替えた上で管理いただくといった対応が必要になります。

Q9	質権口残高の元利払いについて
質権口に記録された残高に係る元利金の支払いはどのように取り扱われますか。	

【御回答】

振替債の場合には、質権の設定は、質権設定者の口座から質権者の口座への振替により行われます。

一般債振替制度では、原則として利払期日及び償還期日の2営業日前の業務終了時点の振替口座簿の残高を基準に元利金の支払いが行われますので、質権者は、質権の設定された振替債に係る元利金を一旦受領したうえで、質権設定者に対して当該元利金を制度外で支払うか、もしくは質権設定者の口座に当該振替債の残高を一旦戻し、元利金支払い後に改めて質権者の口座に振替を行うこととなります。

Q10	質権口残高の償還について
質権口に記録された銘柄はどのように償還されますか。	

【御回答】

質権口に記録された残高についても、他の自己口の区分口座と同様の償還処理が行われます。質権設定者にて直接償還金の受領を行うような場合には、償還期日を迎える前に質権設定者の口座に残高を戻していただく必要がありますが、償還金の受領方法等について機構で特段の手続を定めてはおりません。関係者間において御調整の上、御対応をお願いいたします。

Q11	自動振替について
自動振替とは何ですか。	

【御回答】

自動振替とは、機構加入者が予め口座ごとに自動振替を選択することにより、利払期日の2営業日前の業務終了時点で当該機構加入者の自己口の課税分口座及び顧客口の非居住者等口の課税分口座に記録されている銘柄について、利払期日当日に源泉徴収不適用分等口座へ自動的に振替を行う機能です。顧客口の課税分口座に記録されている銘柄を源泉徴収不適用分等口座に振り替える場合には、自動振替は利用できないため、振替申請を行う必要があります。

<詳細資料>

(規)「社債等に関する業務規程施行規則」

Q12	振替停止日について
振替停止日はいつですか。	

【御回答】

振替停止日は以下のとおりです。これらの期日を決済日とする振替を行うことはできません。

- ① 利払期日・満期償還期日・繰上償還期日・定時償還期日（いずれも実支払日をいう。）の前営業日
- ② 満期償還期日
- ③ 繰上償還期日

《例》 ○：振替申請の入力日 ▲：決済日

	日付				振替申請の可否
	利払期日の前営業日以前	利払期日の前営業日	利払期日	利払期日の翌営業日以降	
	～(P-2)	P-1	P	(P+1)～	
ケース1	○▲				可
ケース2	○	▲			不可
ケース3	○		▲		可
ケース4	○			▲	可
ケース5		○▲			不可
ケース6		○	▲		可
ケース7		○		▲	可

<詳細資料>

(規)「一般債の振替に係る業務処理要領」

Q13 デフォルト銘柄の振替について

期限の利益の喪失又は支払遅延の発生している銘柄を振り替えることは可能ですか。

【御回答】

銘柄公示情報において「期限の利益の喪失」又は「支払遅延」が表示されている銘柄であっても振替は可能です。ただし、「期限の利益の喪失」又は「支払遅延」が表示されている銘柄について、課税分口座から源泉徴収不適用分等口座への振替を行うことは出来ませんのでご注意ください。

<詳細資料>

(通)「保振社投2第674号 社債等に係る期限の利益の喪失又は支払遅延が発生した場合の対応について」

Q14 課税情報申告データの送信について

元利払いにあたり、課税情報申告データの送信が不要となっている口座の税区分はどのように設定されますか。

【御回答】

元利払いにあたり、課税情報申告データの送信が不要となっている口座について、機構は、元利払対象残高を基に下記の税区分により利金請求額を自動算出し、元利金請求データを作成します。

- (a) 信託口3及び4を除く源泉徴収不適用分等口座
→税区分を一律に“30”（非課税）に設定。
- (b) 信託口3の源泉徴収不適用分等口座又は課税分口座
→税区分を一律に“31”（非課税信託財産（投資信託））に設定。
- (c) 信託口4の源泉徴収不適用分等口座又は課税分口座
→税区分を一律に“32”（非課税信託財産（年金信託））に設定。

<詳細資料>

(規)「社債等に関する業務規程施行規則」

(シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

Q15 課税情報申告データの未送信について

元利払いにあたり、課税情報申告データを送信時限（利払期日の前営業日11時）までに送信しなかった場合には、税区分の設定はどうなりますか。

【御回答】

課税情報申告データの送信が必須の口座（信託口3及び4を除く課税分口座）でありながら送信がされなかった場合には、機構は、元利払対象残高を基に以下の税区分により利金請求額を自動算出し、元利金請求データを作成します。

ケース1： 受付締切時限まで一度も課税情報申告データの送信がなかった場合

ケース2： 課税情報申告データは送信したもののデータ内容に何らかのエラーがあり、デ

ータが受け付けられず、その後、エラーのない正しいデータが送信されないまま受付締切時限を迎えた場合

いずれのケースでも税区分を一律に10（分離課税）に設定（外債のグロスアップ銘柄についても、税区分を10とし、支払代理人からの税率情報に基づき計算をします。）。

<詳細資料>

(シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

Q16	課税情報申告データの未送信又は誤送信時の対応について
元利払いにあたり、課税情報申告データを送信しなかった場合や、送信したデータが誤っていた場合には、どのような対応が必要になりますか。	

【御回答】

課税情報申告データが未送信だった場合又は誤っていた場合には、正しいデータを基に、一般債振替制度外において、当事者間で差額精算等を行っていただく必要があります。

<詳細資料>

(規)「一般債の元利金支払に係る業務処理要領」

Q17	利息の計算方法の確認について
ある銘柄の利払いにあたり、利息の計算方法を確認する方法はありますか。	

【御回答】

機構では、機構関与銘柄について、支払代理人から通知される1通貨あたりの利子額に基づいて利金の計算等（元利金請求データへの反映）を行っています（機構非関与銘柄については利金の計算等はありません。）。1通貨あたりの利子額の算出における利息計算開始日、終了日等は各銘柄の発行要項等に基づきます。発行要項等の詳細については発行体等に直接御確認をお願いいたします。

Q18	利金の分かち計算について
利金の分かち計算にあたり、発行要項等に計算方法の定めがある場合には、当該定めに基づいて利金の計算をすることでよいでしょうか。	

【御回答】

利金額の計算期間につきまして、一般債振替制度において規程規則上の定めはございません。銘柄ごとに定めのあるものと思料いたしますが、必要に応じまして、発行体又は支払代理人に御確認ください。なお、一般的な利金の分かち計算の方法については、詳細資料に具体例を記載しています。

<詳細資料>

(規)「一般債の元利金支払に係る業務処理要領」

(シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

Q19 非居住者非課税制度適用外の銘柄の取扱いについて

その利子が所得税法第161条第1項第8号ロ（外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの）に該当しない振替外債について非居住者が保有する場合には、非居住者等口への記録を行うことでよいでしょうか。

【御回答】

所得税法第161条第1項第8号ロに該当しない振替外債については、非居住者非課税制度の適用外となるため、非居住者等口に記録することはできません。顧客口等にて記録を行うこととなります。

<詳細資料>

(規)「社債等に関する業務規程施行規則」

(規)「一般債の元利金支払に係る業務処理要領」

(通)「保振社投22第237号 改正非居住者非課税制度における振替外債の取扱いに係る留意点について」

Q20 源泉徴収不適用分等口座間の振替について

非居住者非課税制度（租税特別措置法第5条の2及び第5条の3）の適用を受ける一般債を、非居住者が国内非課税法人に利払日付で売却した場合には、口座区分及び税区分はどのような扱いとなりますか。

【御回答】

当該取引では非居住者等口の源泉徴収不適用分等口座から、顧客口の源泉徴収不適用分等口座への振替が行われ、税区分上はどちらも非課税のものとして取り扱われます。

Q21 満期償還日に銘柄の抹消処理を行わなかった場合について

ある銘柄の残高について、満期償還日に抹消に係るオペレーションを行わない（資金振替済通知（抹消）の未送信等）まま業務時間が終了した場合には、当該銘柄はどのような取り扱いになりますか。

【御回答】

抹消処理が完了していない銘柄は、残高が存在したまま当日の処理を終えることとなります（銘柄公示情報においても表示され続けます。）。抹消処理が必要な場合には、機構加入者は翌営業日以降、速やかに資金振替済通知（抹消）を送信することにより残高を抹消してください。

<詳細資料>

(通)「保振社投21第391号 満期償還に伴い償還口に記録された銘柄に係る対応について」

Q22	ファクター更新のタイミングについて
<p>銘柄公示情報に掲載されている銘柄のうち定時償還額が期中に通知されるものについて、ファクター情報はいつ更新されますか。</p>	

【御回答】

払込日以降に定時償還額が確定する銘柄については、当該銘柄の支払代理人から定時償還期日の7営業日前までに定時償還額を通知していただく取り扱いとしております。当該通知を受けた場合には、機構は、当該通知の情報をもとにファクターの計算を行い、原則として当該通知を受けた日の19時に銘柄公示情報の次回予定欄のファクターの更新を行います。

<詳細資料>

(規)「一般債の元利金支払に係る業務処理要領」

(シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

Q23	ファクターの更新履歴について
<p>ある銘柄について、払込日以降のファクターの更新履歴を確認することはできますか。</p>	

【御回答】

ファクターの更新履歴は提供しておりません。統合Web端末にて銘柄情報提供ファイルを日々取得、蓄積のうえ御参照いただくか、当該銘柄を保有されていた機構加入者におかれましては、確認が必要とされる時期の振替口座簿記録事項証明書を御請求ください。

Q24	1通貨あたりの利子額の更新のタイミングについて
<p>銘柄公示情報に掲載されている銘柄のうち変動利付債について、次回利払日における1通貨あたりの利子額を確認したいのですが、更新のタイミングはいつですか。</p>	

【御回答】

変動利付債の利率等は、利払期日の7営業日前までに支払代理人から機構に通知していただくこととなっております。機構は、支払代理人から利払に関する通知を受領後、原則として当該通知を受けた日の19時に銘柄公示情報の更新を行います。

Q25	銘柄公示情報の利率欄の見方について
<p>銘柄公示情報の利率（今回）の欄が空白となっている場合には、利率0%という意味でしょうか。</p>	

【御回答】

銘柄公示情報に掲載している今回、次回及び最終回の利率が空白表示の場合には、利率が決定していないことを表しており、機構が発行・支払代理人から通知を受けていないことを示しています。利率が0%という意味ではありません。

Q26	銘柄公示情報の内容の正否について
銘柄公示情報に掲載されている銘柄の利払期日や1通貨あたりの利子額が間違っているようです。	

【御回答】

銘柄公示情報に掲載している利払期日、1通貨あたりの利子額その他の情報については、発行・支払代理人から通知されるデータを基に掲載しています。その内容の整合性については、当該銘柄の発行体もしくは発行・支払代理人にお問い合わせください。

Q27	銘柄公示情報のその他情報の確認方法について
銘柄公示情報に掲載されている銘柄のその他情報欄に、変動利率計算方法の記載がありますが、変動利率に関するより詳しい情報はどこで参照できますか。	

【御回答】

銘柄公示情報は、発行・支払代理人からの通知に基づき掲載しています。変動利率に関する情報の詳細につきましては、当該銘柄の発行体もしくは発行・支払代理人にお問合せください。

Q28	消滅会社の銘柄情報の修正について
銘柄公示情報に掲載されている銘柄に、発行体が合併し消滅会社となった銘柄がありますが、銘柄の正式名称の修正はされないのでしょうか。	

【御回答】

銘柄公示情報は、発行・支払代理人からの通知に基づき表示しています。合併に伴う銘柄の正式名称の変更については、発行体又は発行・支払代理人からの申し出がない限り機構が行うことはありません。また、I S I Nコードについては原則変更されることはありません。

Q29	親銘柄と子銘柄について
銘柄公示情報に掲載されている一部の銘柄に、特例社債等の欄があり、親銘柄又は子銘柄との記載があります。どういう意味でしょうか。	

【御回答】

特例社債等とは、証券市場整備法附則第1条第2号に規定する政令で定める日（2008年1月4日）までに発行の決定がされた社債等であって、その発行後に発行体が振替法の規定の適用を受けることとする旨を決定したものをいいます。

親銘柄、子銘柄とは、一般債振替制度における銘柄管理の制約から、特例社債等の当初発行条件等に鑑み単一の振替債として取り扱うことができない銘柄（例：記番号ごとに償還日が定められている銘柄等）を複数銘柄の振替債として、形式的に分割管理することとしたもので、当初銘柄（分割される前の単一銘柄）を親銘柄、分割後の個々の銘柄を子銘柄と呼んでいます。

Q30 振替口座簿記録事項証明書の請求について

振替口座簿記録事項証明書（残高証明書）の請求はどのように行えばよいですか。

【御回答】

T a r g e tほふりサイトを通じて請求をいただくこととなります。請求方法等※についてはHP上に掲載の詳細資料等を御参照ください。

※ 振替口座簿記録事項証明書については、一般債振替制度、短期社債振替制度及び投資信託振替制度において、2014年1月から請求及び交付方法が変更（電子化）されております。

<参照先>

機構HP 一般債振替制度 >証明書等の請求手続>残高証明書等の請求及び交付方法等

「残高証明書等交付マニュアル（機構加入者用）」

「残高証明書等交付マニュアル（監査人用）」

「申請・請求 CSV 作成ツール」 ※本ツール（エクセルファイル）を取得、利用して請求 CSV 作成等の作業を行っていただきます。

Q31 手数料について

機構加入者として必要となる手数料について教えてください。

【御回答】

機構加入者として必要となる手数料については、大きく分けると制度参加に係る手数料と振替業務に係る手数料がございます。制度参加に係る手数料としては、口座開設金及びシステム接続準備手数料を制度参加時に御負担いただき、端末接続料を毎月一定額御負担いただきます。振替業務に係る手数料については、振替処理の都度課金が行われる振替手数料と振替口座簿上の口座残高に応じて課金が行われる口座残高管理手数料を毎月御負担いただくこととなります。

その他の手数料及び詳細等については「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」を御参照ください。なお、機構以外の関係者に支払う手数料については、機構において定めるものではありません。

<詳細資料>

（規）「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」

Q32 手数料明細の参照方法について

一般債振替制度に係る手数料の内訳はどのように確認できますか。

【御回答】

T a r g e tほふりサイトにおいて、手数料明細票をCSVファイルにて取得することが可能です（メニュー欄：手数料明細を見る）。また、当該CSVファイルは同様にT a r g e tほふりサイトに掲載の手数料明細作成ツール（機構加入者等）※を利用することで、エクセル形式の明細票に変換いただけます。

※ 手数料明細作成ツールについては、ツールの更新の都度、T a r g e tほふりサイトのほ

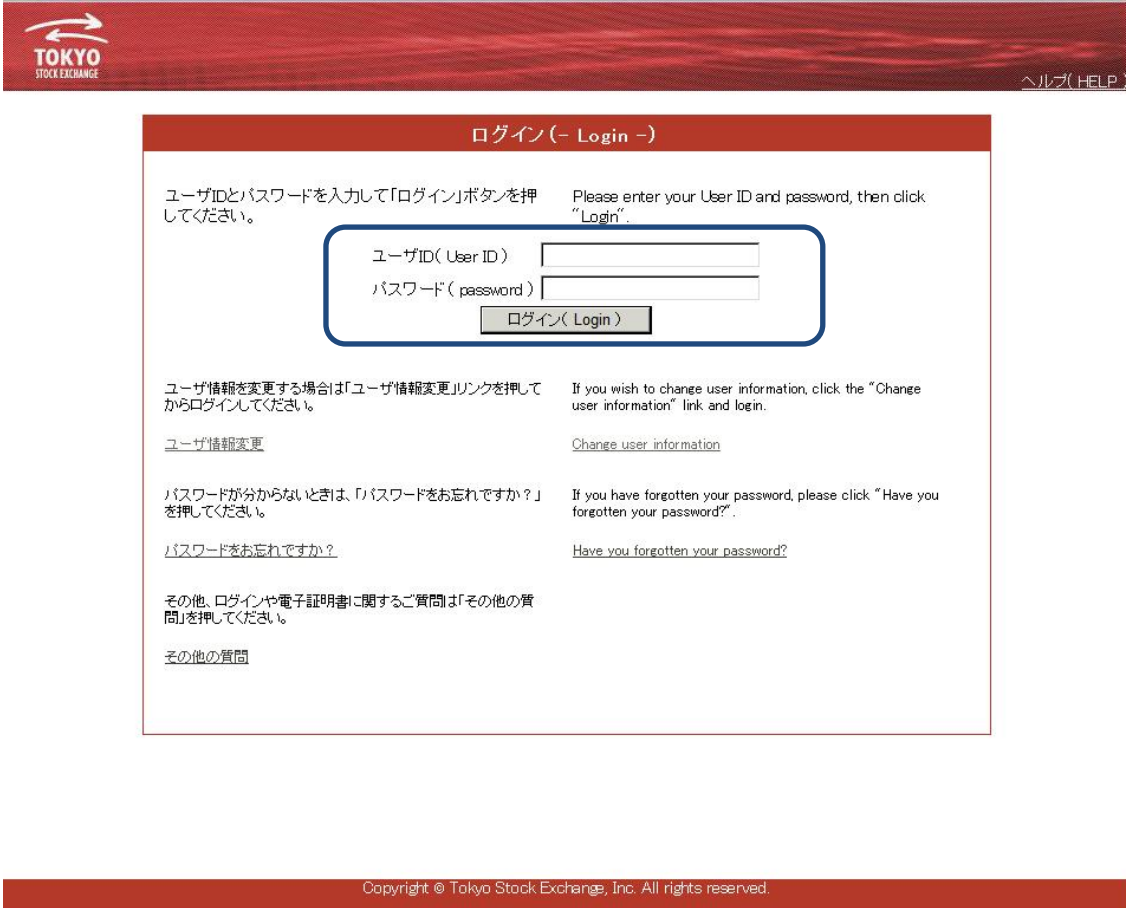
ふりからの連絡ページに掲載しております。更新によって旧バージョンが利用できなくなっていることがありますので、当ページにて最新版を御確認ください。

[付録] 詳細資料等の閲覧、取得方法について

システム関係資料及び通知関係資料については、T a r g e t ほふりサイト内より閲覧、取得いただくことが可能です。

T a r g e t ほふりサイト

URL <https://www.arrowgate.jp/fw/dfw/jsdmmp/webxportal/jsdhome>



ログイン (- Login -)

ユーザIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。 Please enter your User ID and password, then click "Login".

ユーザID (User ID)

パスワード (password)

ログイン (Login)

ユーザ情報を変更する場合は「ユーザ情報変更」リンクを押してからログインしてください。 If you wish to change user information, click the "Change user information" link, and login.

[ユーザ情報変更](#) [Change user information](#)

パスワードが分からないときは、「パスワードをお忘れですか?」を押してください。 If you have forgotten your password, please click "Have you forgotten your password?".

[パスワードをお忘れですか?](#) [Have you forgotten your password?](#)

その他、ログインや電子証明書に関するご質問は「その他の質問」を押してください。

[その他の質問](#)

Copyright © Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

ユーザーID及びパスワードを入力の上、T a r g e t ほふりサイトへログインをします。
ユーザID及びパスワードについては、制度参加手続き時に届出頂いているグループ管理者より各担当者に付与されるものになります。

○システム関係資料の取得方法

The screenshot displays the Target Hori website interface. At the top, there is a navigation bar with the Target Hori logo and the text "証券保管振替機構". The main content area is divided into several sections:

- 本日の機情報**: A table with columns for "公開日時", "タイトル", "会社名", "コード", and "添付ファイル".
- ほふりからの連絡**: A table with columns for "公開日時", "タイトル", "添付ファイル", and "版数". It lists several announcements from 2009 to 2013.
- 未提出書類**: A table with columns for "タイトル", "ほふりコメント", and "状態". It shows 0 items.
- 提出済書類**: A table with columns for "提出日時", "タイトル", "添付ファイル", "ほふりコメント", "版数", and "状態". It lists submitted documents with their dates and statuses (e.g., "提出", "手続中", "受理").
- 外部サイト**: A section for external links, including the Target Hori logo.
- お問い合わせ**: A contact section with a support desk phone number (0570-050-999) and hours (9:00~17:30).
- 簡易検索**: A search box with a search button and radio buttons for "機情報", "ほふりからの連絡", "提出書類", and "外国株CA情報".
- 各種リンク**: A list of links, with the first link "ほふりシステム情報サイト (Informational Website for JASDEC Systems)" highlighted by a blue box.

Targetほふりサイトへのログイン後のホーム画面の各種リンク内の「ほふりシステム情報サイト (Informational Website for JASDEC Systems)」をクリックします。

+機能制限事項

-接続仕様書等

改訂予定一覧

直近の改訂版

仕様変更概要書

接続仕様書ALL

株式等振替システム

一般債・短期社債振替システム

投信振替システム

決済照合システム

arrownet

+システム利用手続

+システム運用

+Connection Specification (English)

+本サイトについて

接続仕様書等

61件中 1 件目 から 61 件目を表示/Items 1 through 61 (total of 61 items)

改訂予定一覧

名称/Document name	ファイル/File type	公開日/ Disclosure Date	備考/Remark
次期システム稼働後における接続仕様書の修正予定一覧	 0.06MB	2013/12/20	次期システム稼働後における接続仕様書の修正予定を記載した一覧資料です。

直近の改訂版

名称/Document name	ファイル/File type	公開日/ Disclosure Date	備考/Remark
株式等振替システム 接続仕様書(口座振替関係データ)(ファイル伝送接続方式編)_1.5版	 9.21MB	2013/07/31	2013年7月31日開示分です。
株式等振替システム 接続仕様書(口座振替関係データ)(統合チャネル接続オンラインリアルタイム方式編)_1.5版	 11MB	2013/07/31	同上
株式等振替システム 接続仕様書(口座振替関係データ)(統合Web接続CSV方式編)_1.5版	 8.17MB	2013/07/31	同上
株式等振替システム 接続仕様書(外株関係データ)(機構加入者編)_1.3版	 1.83MB	2013/07/31	同上

ほふりシステム情報サイトへの画面遷移後、左メニュー欄の接続仕様書等をクリックの上、該当する制度に係るシステムのメニューをクリックします。



+機能制限事項

-接続仕様書等

改訂予定一覧

直近の改訂版

仕様変更概要書

接続仕様書ALL

株式等振替システム

一般債・短期社債振替システム

投信振替システム

決済照合システム

arrownet

+システム利用手続

+システム運用

+Connection Specification (English)

+本サイトについて

接続仕様書等

5件中 1 件目 から 5 件目を表示/Items 1 through 5 (total of 5 items)

一般債・短期社債振替システム

名称/Document name	ファイル/File type	公開日/ Disclosure Date	備考/Remark
接続仕様書等名称_新旧対照表(OP・SB)	 0.01MB	2012/03/05	・接続仕様書ALLに掲載している「一般債・短期社債振替システム 接続仕様書一式(システムリプレース版)」を小分けしたものです。 ・システムリプレース版の接続仕様書は名称が変更されております。当該一覧を御確認ください。
接続仕様書	 22.93MB	2013/10/31	接続仕様書ALLに掲載している「一般債・短期社債振替システム 接続仕様書一式(システムリプレース版)」を小分けしたものです。
統合Web端末操作マニュアル(基盤編)	 9.52MB	2013/05/17	統合Web端末を操作するためのマニュアルです。
短期社債振替システム統合Web端末操作マニュアル(業務編)	 23.81MB	2013/06/24	短期社債振替システムにおける統合Web端末を用いて業務を行うためのマニュアルです。
一般債振替システム統合Web端末操作マニュアル(業務編)	 24.53MB	2013/06/24	一般債振替システムにおける統合Web端末を用いて業務を行うためのマニュアルです。

必要となる資料のタイトルをクリックすると圧縮ファイル（ZIP形式）にてダウンロードが出来ます（上記画面は一般債・短期社債振替システムに係る画面）。

Z I Pファイルをダウンロードの上、展開（解凍）するとPDF形式にてファイルが表示されます（上記画面は一般債振替システム端末操作マニュアルのファイル）。

該当ページの検索には対象となるPDFファイルを開いた上で、文字検索機能（W i n d o w sの場合C t r l + Fキー）を利用頂くと便利です。

